

県営住宅募集のご案内②

(所得月額の計算方法)

山口県・(一財)山口県施設管理財団

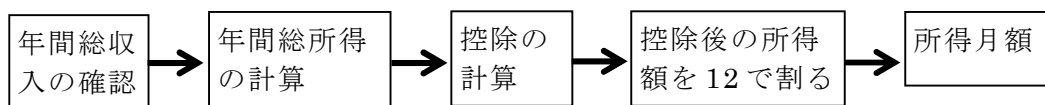
目 次

1. 所得月額を計算する前に	1
★ 収入基準早見表	2
2. 所得月額の計算方法	
2-1 給与所得者の場合	3
2-2 年金所得者の場合	5
2-3 その他の所得者の場合	6
3. 所得月額の計算例	
3-1 給与所得者の場合	6
3-2 給与所得者とその他の所得者がいる場合	7
3-3 年金所得者の場合	8
3-4 年の途中で転職している場合	8
4. 所得控除の種類及びその範囲と控除額	9
5. 裁量世帯について	10

(注) 県営住宅の申し込み方法などについては、「県営住宅募集のご案内①」をご覧ください。

所得月額計算のポイント

- 原則として、前年の収入で所得月額を算定します。
- 所得月額は、次の手順で算定します。



- 入居しようとする方の中に収入のある方が複数おられる場合は、それぞれの所得月額を合計します。
 - 入居しようとする方全員（申込家族）の所得月額の合計額が15万8千円（※裁量世帯であれば21万4千円）以下であれば、県営住宅に入居するための収入基準を満たします。
- ※ 裁量世帯…高齢者世帯、障害者の方や小学校就学前の子供などがおられる世帯（10ページ参照）

1. 所得月額を計算する前に

所得月額を計算する前に、次のことを確かめてください。

○ あなたの同居（しようと）する親族と扶養親族の数は何人ですか？

同居親族とは…

県営住宅に同居しようとする親族（本人は除く）のことをいいます。

扶養親族とは…

就学等事情があつて別居している扶養親族のことをいいます。

○ あなたの世帯の総収入金額及び総所得金額はいくらですか？
所得は給与所得ですか？年金所得ですか？その他の所得（事業所得等）ですか？

給与所得とは…

俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。
たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。
給与所得の場合の総収入金額とは、ボーナス、手当等を含んだ金額です。

年金所得とは…

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。
たとえば、老齢年金、退職年金等をいいます。
その他、法律により非課税とされる各種年金(障害・遺族・福祉年金等)については含みません。

その他の所得とは…

事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得等の所得です。
たとえば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。
税の申告をしていない方は、速やかに申告した上で所得金額を十分確認してください。

★ 所得月額を確認する上での注意点

① 非課税の所得がある場合 → 法律により非課税とされている所得については、0円で計算してください。

◎非課税所得とされるものの例

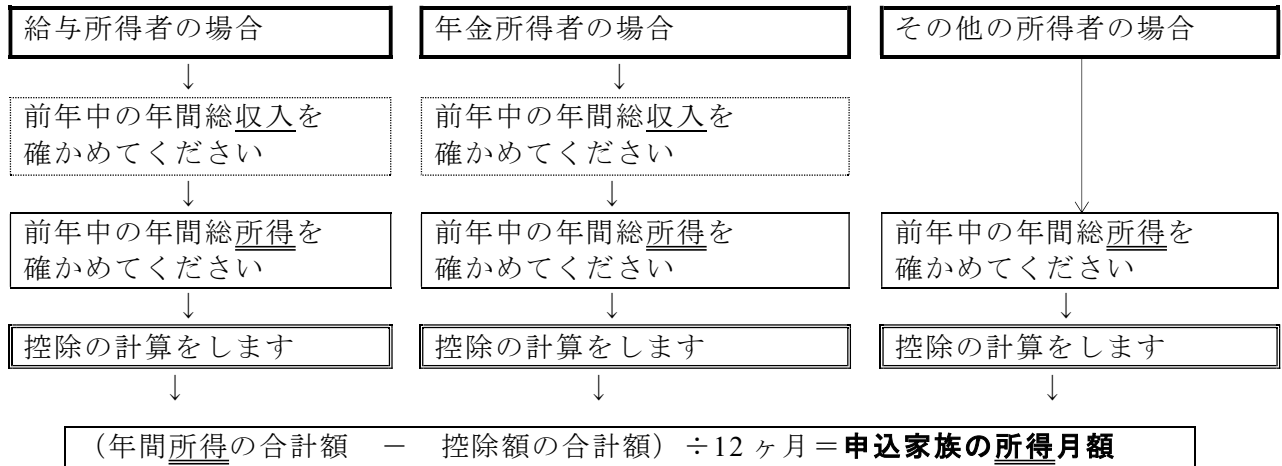
遺族恩給、遺族年金、障害者年金、雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費、生活保護の扶助費、児童扶養手当など

② 退職予定の場合 → 申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で入居資格審査の時までに退職しなければならない方で、以降無職、無収入となる方は、収入は0円として計算します。
(退職後は、必ず退職証明を提出してください。)

③ 新たに勤め始める方の場合 → 支払見込額で推定収入を算出します。

④ 年齢の基準 → 県営住宅の入居申込み締切日現在の年齢とします。

★ 所得月額算出のながれ



★ あなたの家族の所得月額合計額が、次の基準を超えないかどうかを確かめてください。
基準に当てはまらない時は、申込みができません。

一般世帯	→ 158,000円以下
裁量世帯 (10 ページ)	→ 214,000円以下

★ 収入基準早見表の見方

- 収入基準早見表の金額は「収入」となります。(ただし、「その他の所得者の場合」は「所得」です。)
- 収入基準早見表は、収入のある方が一人だけの世帯を対象として、同居親族控除のみを考慮して計算したものです。

収入基準早見表

単

位：円

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与所得者の場合 「収入」	2,967,999 (3,887,999) 以下	3,511,999 (4,363,999) 以下	3,995,999 (4,835,999) 以下	4,471,999 (5,311,999) 以下	4,947,999 (5,787,999) 以下
その他の所得者の場合 「所得」	1,896,011 (2,568,011) 以下	2,276,011 (2,948,011) 以下	2,656,011 (3,328,011) 以下	3,036,011 (3,708,011) 以下	3,416,011 (4,088,011) 以下

	単身者	2人世帯	3人世帯
年金所得者の場合 「収入」	— (3,924,015) 以下	3,534,682 (4,391,778) 以下	4,041,349 (4,838,837) 以下

注 ()内は、裁量世帯の金額です。

➡ 詳細は、3 ページ以降をご覧ください

2-1. 所得月額の計算方法（給与所得者の場合）

(1) 年間総収入金額の計算

あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の 年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
② 現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から 12ヶ月間の総収入金額
③ 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月（勤務の開始日が1日の場合は勤務した月）から申込月の前月までの総収入金額を基に、次により計算した推定額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 \text{ヶ月} + \text{賞与}$ = 1年間の推定総収入金額
④ 現在の勤務先に勤めて、まだ1ヶ月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した額に支給が予定されている賞与の額を加えた、 1年間の推定総収入金額

※ 1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した月の収入は、これを除いた上、上表③の計算のしかたで計算してください。

※ 新たに勤め始める方は、上表④の計算のしかたで計算してください。

(A)年間**総収入金額**
円

(2) 年間総収入金額から年間所得金額を計算する方法

(A)年間総収入金額の区分	年間給与所得（の計算方法）
0～649,999円	0円
650,000～1,899,999円	(A)年間 総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得
1,900,000～3,599,999円	※端数整理後の額 × 0.7 - 80,000円 = 年間給与所得
3,600,000～6,599,999円	※端数整理後の額 × 0.8 - 440,000円 = 年間給与所得
6,600,000～8,499,999円	(A)年間 総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円 = 年間給与所得
8,500,000～20,000,000円	(A)年間 総収入金額 - 1,950,000円 = 年間給与所得

(注) 1,900,000～6,599,999円の方は4,000円単位で端数整理します。

〔例〕(A)年間総収入金額 が2,386,998円の場合

$$2,386,998 \text{円} \div 4,000 \text{円} = \boxed{596.7495}$$

$$\text{小数点以下切捨} \rightarrow \boxed{596} \times 4,000 \text{円} = \underline{\underline{2,384,000 \text{円}}}$$

※端数整理後の額

年間給与**所得金額**
円

A 年間**所得**の合計額
円

- 入居しようとしている方の中に所得のある方が複数いる場合はそれぞれの所得を合算します。

【所得金額調整控除】（租税特別措置法第41条の3の3 第2項）

α：給与所得とβ：公的年金等所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合
 α：給与所得から、下記の算式により算出した所得金額調整控除額を引く。

$$\alpha : \text{給与所得 (10万円を限度)} + \beta : \text{公的年金等所得 (10万円を限度)} - 10\text{万円} \\ = \text{所得金額調整控除額}$$

(3) 控除の計算方法

年間所得の合計金額から次の控除額を差し引いてください。

控除の種類と金額	年間控除額
① 同居及び扶養親族控除（入居しようとする方（入居申込者本人は除く）及び遠隔地扶養親族の方） 38万円 × 人	円 (令1-1-③-ロ)
② 老人同一生計配偶者（老配）控除,老人扶養（老扶）控除（同一生計配偶者又は扶養親族が70歳以上の方） 10万円 × 人	円 (令1-1-③-ハ)
③ 特定扶養控除（扶養親族（配偶者を除く）が16歳以上23歳未満の方） 25万円 × 人	円 (令1-1-③-ニ)
④ 障害者控除（特別障害者に該当しない方） 27万円 × 人	円 (令1-1-③-ホ)
⑤ 特別障害者控除（特別障害者の方） 40万円 × 人	円 (令1-1-③-ホ)
⑥ ひとり親控除 35万円 × 人 (年間所得金額が35万円未満のときは、その額)	円 (令1-1-③-ト)
⑦ 寡婦控除（ひとり親に該当しない女性の方） 27万円 × 人 (年間所得金額が27万円未満のときは、その額)	円 (令1-1-③-ヘ)
⑧ 給与所得控除又は公的年金等控除（本人又は同居者で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方） 10万円 × 人 (年間所得金額が10万円未満のときは、その額)	円 (令1-1-③-イ)
※令：公営住宅法施行令	B 控除額の合計額 円

控除額等については、令和8年1月1日現在のものであり、今後法令の改正があった場合は、それに従い改正されます。

(4) 所得月額算定

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{A 年間所得の合計額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{B 控除額の合計額} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12 \text{ヶ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得月額} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

★あなたの家族の所得月額が、次の基準を超えないかどうかを確かめてください。
 基準に当てはまらない時は、申込みができません。

一般世帯	→ 158,000円以下
裁量世帯（10ページ）	→ 214,000円以下

2-2. 所得月額の計算方法（年金所得者の場合）

(1) 年間総収入金額の計算

年金の支給時期	計算のしかた
①引き続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
②年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額。 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)

(A)年間総収入金額

円

(2) 年間総収入金額から年間所得金額を計算する方法

●年金所得の速算表（令和2年分～）

受給者の年齢	(A)年間総収入金額の区分	年間年金所得（の計算方法）
65歳以上	～ 1,100,000 円	0 円
	1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	(A) - 1,100,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円
65歳未満	～ 600,000 円	0 円
	600,001 円 ～ 1,299,999 円	(A) - 600,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円

※ 所得税法第35条

年間年金所得金額

円

- 入居しようとしている方の中に所得のある方が複数いる場合はそれぞれの所得を合算します。

A 年間所得の合計額

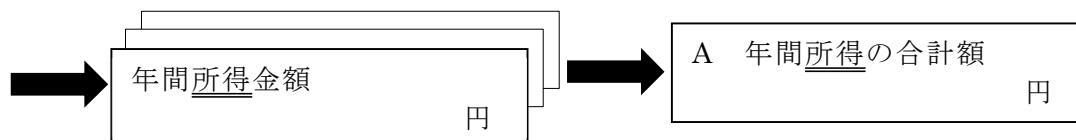
円

※ 控除の計算方法、所得月額の算定については給与所得者の場合と同じです。

2-3. 所得月額の計算方法（その他の所得者の場合）

(1) 年間所得金額の計算

開業等の時期	計算のしかた
①前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をされている方	前年中の年間所得金額。 (前年分の所得税確定申告書控えの所得金額) ※ <u>所得金額</u> = 年間総収入金額 - 必要経費
②前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業等を始めた翌月からの所得金額で計算する。 (収入期間の取り方等については「給与所得者の場合」(3ページ)の例にならってください。)



- 入居しようとしている方の中に所得のある方が複数いる場合はそれぞれの所得を合算します。
※ 控除の計算方法、所得月額の算定については給与所得者の場合と同じです。

3-1. 所得月額の計算例（給与所得者の場合）

1. 家族構成
 - 本人（50歳）年間総収入金額 3,850,000円（会社員）
 - 妻（45歳）専業主婦
 - 長女（25歳）大学院生
 - 長男（16歳）高校生（身体障害者4級）

2. 計算方法

- 年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

① 端数整理後の額の算出

$$3,850,000 \text{円} \div 4,000 \text{円} = \boxed{962.5} \text{ 小数点以下切捨} \rightarrow \boxed{962} \times 4,000 \text{円} = \underline{\underline{3,848,000 \text{円}}}$$

※端数整理後の額

② 年間所得金額の算出

$$\underline{\underline{3,848,000 \text{円}}} \times 0.8 - 440,000 \text{円} = \underline{\underline{2,638,400 \text{円}}}$$

※端数整理後の額

- 申込家族の所得月額

$$\frac{(\text{申込家族の年間所得の合計金額}) - (\text{当該控除額} \times \text{人数})}{12 \text{ヶ月}} = \text{申込家族の所得月額}$$

$$\frac{(2,638,400 \text{円}) - (38 \text{万円} \times 3 \text{人} + 25 \text{万円} + 27 \text{万円} + 10 \text{万円})}{12 \text{ヶ月}} = 73,200 \text{円 (申込可能)}$$

● 控除額内訳

① 同居及び扶養親族控除	$\boxed{38 \text{万円}} \times 3 \text{人(妻・長女・長男)}$	= 114万円
③ 特定扶養控除	$\boxed{25 \text{万円}} \times 1 \text{人(長男)}$	= 25万円
④ 障害者控除	$\boxed{27 \text{万円}} \times 1 \text{人(長男)}$	= 27万円
⑧ 給与所得控除等	$\boxed{10 \text{万円}} \times 1 \text{人(本人)}$	= 10万円

3-2. 所得月額の計算例(給与所得者とその他の所得者がいる場合)

1. 家族構成 ●本人 (50歳) 年間総所得金額 3,000,000円 (自営業)
 ●妻 (45歳) 年間総収入金額 990,000円 (パート)
 ●長男 (17歳) 高校生
 ●長女 (14歳) 中学生
 ●二女 (12歳) 小学生

2. 計算方法

- 年間総収入金額を年間所得金額に換算する。(自営業を営む本人は年間所得金額が分かっているため、妻の年間所得金額を算定する。)

① 年間所得金額の算出

$$990,000円 - 650,000円 = 340,000円$$

② 申込家族の年間所得の合計額

$$3,000,000円 (本人) + 340,000円 (妻) = \underline{3,340,000円}$$

- 申込家族の所得月額

$$\frac{(申込家族の年間所得の合計金額) - (当該控除額 \times 人数)}{12ヶ月} = \text{申込家族の所得月額}$$

$$\frac{(3,340,000円) - (38万円 \times 4人 + 25万円 + 10万円)}{12ヶ月} = 122,500円 (申込可能)$$

● 控除額内訳

① 同居及び扶養親族控除	[入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族] 38万円	×	4人(妻・長男・長女・二女)	=	152万円
② 老人同一生計配偶者控除 老人扶養控除	10万円	×	人	=	万円
③ 特定扶養控除	25万円	×	1人(長男)	=	25万円
④ 障害者控除	27万円	×	人	=	万円
⑤ 特別障害者控除	40万円	×	人	=	万円
⑥ ひとり親控除	35万円	×	人	=	万円 (計算後の所得が35万円未満のときは、その額)
⑦ 寡婦控除	27万円	×	人	=	万円 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)
⑧ 給与所得控除等	10万円	×	1人(妻)	=	10万円 (計算後の所得が10万円未満のときは、その額)

※ ひとり親控除、寡婦控除、給与所得控除等がある場合

(本人の年間所得の合計額 - 本人のひとり親控除、寡婦控除、給与所得控除等額) < 0 ならば 0円、そうでなければ、各々の控除額を上限として、その算出した額とし、その他の家族の所得と合算して「申込家族の年間所得の合計金額」とする。

3-3. 所得月額の計算例(年金所得者の場合)

1. 家族構成 ●本人 (68歳) 年間総収入金額 2,850,000円 (年金収入)
 ●妻 (63歳) 年間総収入金額 1,280,000円 (年金収入)

2. 計算方法

- 年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

- ① 本人の年間所得金額 2,850,000円 - 1,100,000円 = 1,750,000円
 ② 妻の年間所得金額 1,280,000円 - 600,000円 = 680,000円
 ③ 申込家族の年間所得の合計金額

$$1,750,000 \text{円 (本人)} + 680,000 \text{円 (妻)} = \underline{\underline{2,430,000 \text{円}}}$$

- 申込家族の所得月額

$$\frac{(\text{申込家族の年間所得の合計金額}) - (\text{当該控除額} \times \text{人数})}{12 \text{ヶ月}} = \text{申込家族の所得月額}$$

$$\frac{(2,430,000 \text{円}) - (38 \text{万円} + 10 \text{万円} \times 2 \text{人})}{12 \text{ヶ月}} = 154,166 \text{円 (申込可能・裁量世帯)}$$

● 控除額内訳

① 同居及び扶養親族控除	38万円	×	1人(妻)	=	38万円
⑧ 給与所得控除等	10万円	×	2人(夫・妻)	=	20万円

3-4. 所得月額の計算例(年の途中で転職している場合)

1. 家族構成 ●本人 (35歳)・3月20日にA社を退社。3月25日からB社に就職。
 ・8月募集に応募
 ・4月～7月の総収入金額900,000円 (6月賞与100,500円含む)

- 妻 (30歳) 専業主婦
 ●長男 (7歳) 小学生

2. 計算方法

- 年間総収入金額(推定)を算出する。

$$(900,000 \text{円} - 100,500 \text{円}) \div 4 \text{ヶ月} \times 12 \text{ヶ月} + 100,500 \text{円} = 2,499,000 \text{円}$$

- 年間総収入金額を年間所得金額に換算する。

- ① 端数整理後の額の算出

$$2,499,000 \text{円} \div 4,000 \text{円} = \boxed{624.75} \text{ 小数点以下切捨} \rightarrow \boxed{624} \times 4,000 \text{円} = \underline{\underline{2,496,000 \text{円}}}$$

※端数整理後の額

- ② 年間所得金額の算出

$$\underline{\underline{2,496,000 \text{円}}} \times 0.7 - 80,000 \text{円} = \underline{\underline{1,667,200 \text{円}}}$$

※端数整理後の額

- 申込家族の所得月額

$$\frac{(\text{申込家族の年間所得の合計金額}) - (\text{当該控除額} \times \text{人数})}{12 \text{ヶ月}} = \text{申込家族の所得月額}$$

$$\frac{(1,667,200 \text{円}) - (38 \text{万円} \times 2 \text{人} + 10 \text{万円})}{12 \text{ヶ月}} = 67,266 \text{円 (申込可能)}$$

● 控除額内訳

① 同居及び扶養親族控除	38万円	×	2人(妻・長男)	=	76万円
⑧ 給与所得控除等	10万円	×	1人(夫)	=	10万円

4. 所得控除の種類及びその範囲と控除額

控除対象者		対象者の範囲	年間控除額 (1人当たり年額)	控除 種類	
①	同居親族	県営住宅に同居（しようと）する親族（本人は除く）	38万円	基礎	
	扶養親族	就学等事情があつて別居している扶養親族 (年間の合計所得金額が48万円以下)			
②	老人同一生計配偶者（老配）	満年齢70歳以上の同一生計配偶者 (年間の合計所得金額が48万円以下)	10万円	全体から控除	
	老人扶養親族（老扶）	満年齢70歳以上の扶養親族 (年間の合計所得金額が48万円以下)			
③	特定扶養親族（特扶）	満年齢16歳以上23歳未満の扶養親族 (年間の合計所得金額が48万円以下)	25万円		
④	障害者	本人又は同居親族もしくは扶養親族で次に該当する方	27万円		
	普通障害者（障害）	心身障害者、戦傷病者、原爆被爆者等の認定を受け手帳を交付され所得税法の障害者控除の対象者で、下記「特別障害者」に該当しない方			
⑤	特別障害者（特障）	①心神喪失常況者の方 ②重度の知的障害者(A)、精神障害者(1級)及び身体障害者(1～2級)の方 ③戦傷病者で障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの方 ④原爆被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑤常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ⑥精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で重度の障害(知的A、身障1～2級)に準ずる者として市町村長等の認定を受けている方	40万円		特別控除
⑥	ひとり親	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の <u>三つの要件の全てに該当する方</u> ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない方。 ②生計を一にする親族である子（年間総所得額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない子に限る。）がいる方 ③合計所得金額が500万円以下の方	その人の所得から35万円を限度として控除する。		個別控除
⑦	寡婦	「ひとり親」に該当せず、次の <u>いずれかに該当する女性</u> ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方（扶養親族要件なし）	その人の所得から27万円を限度として控除する。		
⑧	給与所得又は公的年金等に係る雑所得	本人又は同居者で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方がいる場合、その給与所得等を有する方	その人の所得から10万円を限度として控除する。		

※控除額等については令和8年1月1日現在のものであり、今後法令の改正があった場合は、それに従い改正されます。

5. 裁量世帯について

次の(1)又は(2)に該当する場合は、裁量世帯として扱われ、入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の所得月額の合計額が214,000円以下であれば、申込みができます。

- (1) 入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合
- ① 入居申込者が60歳以上（単身者の場合）
 - ② 入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合
- (2) 入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級から4級までの方（※5級～7級の方は除きます）
精神障害者	有効期限までの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級から3級までの方
知的障害者	有効期限までの療育手帳の交付を受けている方
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第一款症の方
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
小学校就学前の子供	小学校就学前の子供のいる世帯（資格の基準日は募集の申し込み締切日です）※ 小学校に就学後は裁量世帯ではなくなります。

MEMO

○県営住宅に関するお問い合わせ先

(一財) 山口県施設管理財団

県営住宅管理事務所

県営住宅所在地	所管の支所	支所所在地	電 話
岩国市、柳井市	岩 国 支 所	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1 山口県岩国総合庁舎1F	0827-30-1030
光市、下松市 周南市	周 南 支 所	〒745-0004 周南市毛利町2-38 山口県周南総合庁舎4F	0834-27-6780
山口市、防府市 萩市、長門市	山 口 支 所	〒753-0021 山口市桜島3-2-1 山口県宮野庁舎1F	083-934-2004
宇部市 山陽小野田市 美祢市	宇 部 支 所	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50 山口県宇部総合庁舎2F	0836-37-0878
下関市	下 関 支 所	〒751-0823 下関市貴船町3-2-1 山口県下関総合庁舎4F	083-228-0310